

## 公認フリースタイル審判員規程

## 第1章 公認フリースタイル審判員規則

## (根 拠)

第1条 競技本部規程第1条第7号の業務を行うために、公認フリースタイル審判員（以下「公認審判員」という。）規程を定める。

## (目 的)

第2条 公認フリースタイル競技会の正しい運営を図り、厳正公平なる競技の判定によって競技会を円滑に運営し、その權威を保持するために、公認審判員を設ける。

## (任 務)

第3条 公認審判員は、本連盟競技組織機構の基幹となる人材であることを認識し、スポーツマンシップに則って行動し、すべての選手より敬愛されるよう心掛けなければならない。

## (義 務)

第4条 公認審判員は、公認フリースタイル競技会の円滑な運営のため資格取得後、2年に1回は公認審判員研修会（以下「研修会」という。）に参加し、修了しなければならない。

## (資格の停止)

第5条 公認審判員で、次の各号に掲げる事項の一に該当する者は、公認審判員としての活動を停止する。

- (1) 正当な理由なくして所定の研修会に2年続けて欠席したとき。
- (2) 会員登録料及び年次登録料を納期までに納入しないとき。

## (資格の喪失)

第6条 公認審判員で、次の各号に掲げる事項の一に該当する者は、理事会の議決によって、その資格を喪失するものとする。

- (1) 本連盟の会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき。
- (2) 正当な理由なく、所定の研修会に3年続けて欠席したとき。
- (3) 競技会への協力要請に対し、正当な理由なくこれを拒否したとき。
- (4) 公認審判員が正当な理由により辞任を申し出たとき。
- (5) 本連盟の規約に違反し、公認審判員としての体面を汚すような行為があったとき。

## (資格の再認定)

第7条 過年度登録者に係る資格再認定規程による。

## (公認審判員の種類等)

第8条 公認審判員は、競技種目別とし、次の各号に掲げる種類及び内容とする。

## (1) S A J 公認審判員

公認A級審判員 公認競技会の審判員資格取得種目の審判ができる。

公認B級審判員 全日本スキー選手権大会を除く公認競技会の審判員資格取得種目の審判ができる。ただし、本連盟から要請がある場合は、全日本ス

キー選手権大会の審判ができる。

(2) 種目別公認審判員資格一覧

AE種目：A級のみとする。

MO種目・DM種目：A級/B級とする。

(3) F I S公認審判員

F I Sのルールに準ずる。

## 第2章 公認フリースタイル審判員検定会規則

(受検資格)

第9条 公認審判員検定会の受検資格は次のとおりとする。

2 公認B級審判員 (MO種目・DM種目)

(1) 公認B級審判員検定会の受検者 (以下「受検者」という。) は、本連盟の登録会員であり、且つフリースタイル競技に精通した者で、加盟団体長の推薦を受けた者とする。また、本連盟の公認競技会に選手として出場経験のある者又は運営役員として1回以上の経験を有する者でなければならない。

(2) 受検者は、事前に本連盟の主催する研修会に2回以上参加し研修を修了することにより受検資格を得ることができる。ただし、当該種目の全日本選手権に出場経験のある者は、研修会に1回以上参加し修了することで受検資格を得ることができる。なお、対象とする研修会は、検定日の2年以内に修了した研修会のみとする。

(3) 受検者は、受検する年の1月1日現在で満23才以上の者とする。

3 公認A級審判員 (MO種目・DM種目)

(1) 公認A級審判員検定会の受検者は、公認B級審判員取得後2年以上経過し、本連盟の公認競技会において2回以上の審判経験を有する者とする。

(2) 受検者は、受検する年の1月1日現在で満27才以上の者とする。

4 公認A級審判員 (AE種目)

(1) 公認A級審判員検定会の受検者は、本連盟の登録会員であり、且つフリースタイル競技に精通した者で、加盟団体長の推薦を受けた者とする。また、本連盟の公認競技会に選手として出場経験のある者又は運営役員として1回以上の経験を有する者でなければならない。

(2) 受検者は、事前に研修会に2回以上参加し研修を修了することにより受検資格を得ることができる。ただし、当該種目の全日本選手権に出場経験のある者は研修会に1回以上参加し修了することで受検資格を得ることができる。なお、対象とする研修会は検定日の2年以内に修了した研修会のみとする。

(3) 受検者は、受検する年の1月1日現在で満23才以上の者とする。

5 F I S公認審判員

F I S公認審判員の受検資格は、受検する年の1月1日現在で、満30歳以上の公認A級審判員で、A級取得後2年以上を経過した者のうち、本連盟が適格者と認めた者に与える。

(検定会)

第10条 公認審判員検定会の検定員は、原則として競技本部専門委員とする。

2 検定会の期間は、原則2日間とし (実技検定1日を含む)、その内容は、F I S競技規則、採点基準の理論について行う。

3 F I S公認審判員検定は、F I Sの実施要項に基づいて実施される。

(検定基準)

第11条 公認審判員検定会の検定基準は次のとおりとする。

2 公認B級審判員

- (1) 理論検定は、100点満点とし、70点以上をもって合格とする。
- (2) 実技検定は、主任検定員を含む3人の検定員の上限值、平均値、下限値のいずれかに対して±5%を許容範囲とし、正答率50%以上を合格とする。

3 公認A級審判員

- (1) 理論検定は、100点満点とし、70点以上をもって合格とする。
- (2) 実技検定は、主任検定員を含む3人の検定員の上限值、平均値、下限値のいずれかに対して±5%を許容範囲とし、正答率75%以上を合格とする。

4 F I S公認審判員検定の検定基準はF I Sの基準に基づくものとする。

(受検手続)

第12条 受検者は、所属加盟団体長を経て所定の期日までに各種公認・登録等料金一覧に定める受検料を添えて、本連盟へ納入しなければならない。

(公認料等)

第13条 公認審判員合格者は、各種公認・登録等料金一覧表に定める公認料及び年次登録料を公認時に納入し、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に本連盟へ納入しなければならない。

### 第3章 公認フリースタイル審判員研修会規則

(研 修 会)

第14条 公認審判員は、資格取得後2年に1回は、研修会に参加し、新しい知識を求め、競技の判定について研鑽しなければならない。

- 2 研修会は、理論講習及び雪上実技講習又はビデオ等による実技講習を行うものとする。
- 3 研修会講師は、次の各号に掲げる者とする。
  - (1) 主任講師は、公認A級審判員であること。
  - (2) 講師は、公認A級審判員又は公認B級審判員であること。
- 4 研修会参加料は、各種公認・登録等料金一覧に定める。
- 5 研修会は原則として本連盟主催とするが、加盟団体が4月末日までに本連盟へ申請し、承認を受けている研修会においては、S A J公認審判員の資格更新のための研修会として認める。

(規程の改廃等)

第15条 この規程の改廃は、競技本部理事会の議決による。

(附 則)

ハーフパイプ種目、スロープスタイル種目の公認審判員については、特例として、F I S主催の研修会を受講し、且つ本連盟が認めた者、若しくはF I S公認審判員に資格を付与すものとし、検定会は実施しない。なお、受検手続き、受検料、公認料等については、公認審判員に準ずる。

令和元年12月11日 改正

令和 3年12月 2日 改正